

—第3次—
国土利用計画（糸魚川市計画）
素案

令和8年 月



新潟県糸魚川市

目 次

前文

第1 市土の利用に関する基本構想	1
1 市土の概要	1
2 市土利用の諸課題	1
（1）人口減少による市土管理水準等の低下	1
（2）自然環境と美しい景観等の悪化	1
（3）災害に対して脆弱な市土	2
（4）都市機能の集約と地域生活圏の再構築	2
3 市土の基本理念	2
4 市土利用の基本方向	3
（1）適切な市土管理を実現する土地利用	3
（2）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用	3
（3）安全・安心を実現する土地利用	3
（4）自ら守り育む土地利用	4
（5）脱炭素・循環型・生物多様性に配慮した土地利用	4
（6）広域連携と地域特性を踏まえた土地利用	4
5 類型別の市土利用の基本方向	4
（1）都市地域	4
（2）農山漁村地域	4
（3）自然維持地域	5
6 利用区分別の市土利用の基本方向	5
（1）農地	5
（2）森林	5
（3）原野等	6
（4）水面・河川・水路	6
（5）道路	6
（6）宅地	6
（7）その他	6
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	8
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	8
（1）目標年次	8
（2）目標年次における人口及び世帯数	8
（3）土地利用区分	8
（4）利用区分ごとの目標	8

第3	第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	9
1	土地利用関係法等の適切な運用	9
2	市土の保全と安全性の確保	9
3	持続可能な市土の管理	9
4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	10
5	土地の有効利用の促進	10
(1)	農地	10
(2)	森林	10
(3)	水面・河川・水路	10
(4)	道路	10
(5)	宅地	11
(6)	その他	11
6	土地利用転換の適正化	11
(1)	農地	11
(2)	森林	12
(3)	大規模な土地利用の転換	12
(4)	混在化する土地利用の適正化	12
7	市土に関する調査の推進	12
8	デジタル技術の効果的活用と多様な主体の参加による市土利用・管理	12
9	災害対応力を高める土地利用の誘導	12
第4	計画の推進に当たって	13

前 文

第3次国土利用計画（糸魚川市計画）（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市が有する地域特性を踏まえながら、長期にわたって安定し、かつ、調和のとれた土地利用を確保することを目的として、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的な事項について定めたものです。

また、本計画の策定に当たっては、第六次国土利用計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）及び新潟県土地利用計画（令和8年3月策定。以下「新潟県計画」という。）を基本とし、かつ、第4次糸魚川市総合計画基本構想との整合性を図り策定しています。

第1 市土の利用に関する基本構想

1 市土の概要

本市は、新潟県の最西端に位置し、長野県及び富山県に接しています。市域は746.41km²と広大であり、51.33kmに及ぶ海岸線を有しています。また、南には新潟焼山、雨飾山等の頸城連峰や、朝日岳、小蓮華山等の北アルプス連峰が連なり、能生川、早川、海川、姫川、田海川、青海川をはじめとする河川が市域を縦横に流れています。これらの河川の流域や河口部には、集落や市街地が形成され、本市の暮らしと産業を支えています。

さらに、本市は、森林資源、ヒスイ及び石灰石等の鉱物資源、水資源等の地域資源に恵まれています。糸魚川―静岡構造線は、日本列島形成にかかわる世界的な学術資源であり、これらの優れた地質資源等が評価され、本市はユネスコ世界ジオパークに認定されています。

土地利用の状況を見ると、令和6年10月1日現在、森林が86.6%と大部分を占めており、次いで農地3.6%、水面・河川・水路2.2%、宅地1.5%となっています。

2 市土利用の諸課題

(1) 人口減少による市土管理水準等の低下

令和2年国勢調査による本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は9.8%であり、全国平均11.9%、県平均11.3%と比較して少子化が更に進んでいます。一方、老年人口（65歳以上）の割合は40.1%であり、全国平均28.6%、県平均32.8%を大きく上回っています。

また、令和2年国勢調査による本市の人口は40,765人であり、平成27年国勢調査と比較して7.7%減少しています。今後も、出生率の低下や若年層の流出等により、人口減少傾向は継続するものと見込まれます。

こうした中で、農業を担ってきた世代の高齢化に伴う廃業や担い手不足が進み、農村部から都市部への人口移動等も相まって、農山漁村地域では空き家の増加や荒廃農地の発生が進み、農地や森林等の市土資源の管理水準の低下が懸念されます。併せて、都市部においても人口減少の影響により、管理不全の空き家が増えつつあります。

今後は、土地を拡大的に利用する発想から、既存資源を維持し、適切に管理し、再編していく発想への転換を行い、地域の特性に応じて、「守る農地」「活かす土地」「集約する土地」を見極めることが重要です。

(2) 自然環境と美しい景観等の悪化

本市は、多様な地質資源と変化に富んだ自然に恵まれ、ヒスイに代表される固有の歴史文化を育んできました。これらの地域資源は、本市の魅力や個性を形成する重要な基盤であり、自然環境の保全と、美しい景観や歴史文化の継承・活用を一体的に進めることが求められています。

一方で、地球規模では温室効果ガスによる地球温暖化や、生物多様性の損失などが大きな課題となっています。本市においても、人の活動による生態系への影響、身近な自然環境の悪化、農地及び山林の荒廃、廃棄物の多様化及び適正処理など、様々な課題を抱えています。

このため、国及び県の動向を踏まえ、土地利用を通じた脱炭素化、資源循環、環境負荷の低減に取り組む必要があります。あわせて、既存建築物の再生利用、空き家の活用、コンパクトな市街地形成、緑地の確保、再生可能エネルギーの導入等、土地利用政策と密接に関わる取組を総合的に進めることが重要です。

さらに、自然環境や美しい景観を保全するためには、市民、事業者、地域団体、行政が連携しながら、日常的な環境配慮と適切な土地管理を継続することが必要です。

このため、脱炭素社会や生物多様性の確保を見据えた、持続可能な土地利用を進める必要があります。

(3) 災害に対して脆弱な市土

本市は、約51kmに及ぶ海岸線を有するとともに、一級河川姫川を縫うように糸魚川－静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱えています。

また、多くの中小河川が急流となって日本海に注ぎ、近年の集中豪雨や冬期の降雪もことから、河川の増水、土石流、地すべり、雪崩等の自然災害が発生しやすい状況にあります。過去には、玉ノ木地区の地すべり災害、柵口地区の雪崩災害、姫川流域の7.11水害が、また近年では、来海沢地すべり災害、島道雪崩災害のほか、当市でも震度5強を観測した能登半島地震などが発生しています。

自然災害が発生しやすい地形的条件を有する本市では、津波、洪水、火山噴火等への対策として、ハザードマップ等による情報提供を進めるとともに、災害危険個所の周知、避難体制の整備などを通して、災害発生時の被害を最小限に抑える取組が必要です。加えて、気候変動に伴う災害の激甚化を見据え、事前防災・減災の観点を踏まえた土地利用が必要です。

(4) 都市機能の集約と地域生活圏の再構築

人口減少が進む中では、都市機能や生活サービスを広く分散して維持し続けることが難しくなります。本市では、中心市街地や地域拠点、周辺集落がそれぞれの役割を担っていますが、今後は、生活圏の実情に応じて、必要な機能を適切に集約し、拠点間を公共交通や道路網で結ぶ土地利用が求められます。

そのため、中心部への一極集中ではなく、複数の拠点をネットワークでつなぐ持続可能な地域構造を目指す必要があります。

3 市土の基本理念

市土は、市民にとって現在及び将来にわたる限られた資源であるとともに、生活及び生産活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展や市民生活に深く関わっています。

したがって、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と、市土の持続可能な均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

また、人口減少社会における土地利用は、これまでの開発を前提とした拡大型から、適切な使用、既存ストックの活用、低未利用地の有効利用、災害リスクへの対応、地域資源の再評価

などを重視したものへ転換し、守り、再生し、管理し、次世代へ引き継ぐ視点が重要となります。併せて、脱炭素、生物多様性、流域治水、グリーンインフラ、多様な主体による協働管理などの視点を踏まえた市土利用を進めるものとします。

4 市土利用の基本方向

本計画の実現に向け、市土が限りある資源であることから、効率的な土地利用を行うため、各種施策を総合的に推進します。

また、市土における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、持続可能な市土の管理を行うため、地域の主体的な取組を促進します。

(1) 適切な市土管理を実現する土地利用

人口減少等が進展する中においても、都市的土地利用への転換は、一定程度進むものと見込まれます。今後は、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を進めつつ、無秩序な市街地の拡散を抑制しながら、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

一方、農地や森林を含む自然的土地利用については、環境保全及び自然の循環システムの重要性に配慮しつつ、農林業の生産活動及び自然とのふれあい、ゆとりある生活を実現する場として、適正な保全と荒廃農地等の適切な活用を図ります。

なお、森林、原野、農地、宅地などの相互の土地利用転換については、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系に与える影響を総合的に捉え、慎重な配慮の下で計画的に行います。

(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

農地及び森林の適正な保全と管理に努め、循環及び共生に配慮した持続可能な土地利用を図るなど、環境への負荷が少ない土地利用を基本とします。

また、恵まれた自然環境や人の営みによって形成される地域固有の風土を生かし、地域に愛着を持てる、やすらぎと潤いのある生活環境の形成を図ります。

さらに、本市の特性である海・山・川・里・雪・地質・文化を一体の地域資源として捉え、保全と活用の両立を図りながら、観光、学習、交流及び地域振興に結び付けるものとします。

(3) 安全・安心を実現する土地利用

地震、火山噴火、津波、豪雪、集中豪雨等の自然災害から生命や財産を守るため、水系の総合的管理、農地及び森林の保全と管理、防災拠点の整備並びにオープンスペースの確保等に取り組み、市土の強靱化を図ります。

また、防災ハザードマップなどによる危険箇所に関する情報提供や、危険性の高い区域における適正な土地利用の誘導を進め、土地の安全性を高めます。あわせて、流域治水、グリーンインフラ、ライフラインの強靱化、避難路及び緊急輸送路の確保など、複合的な防災対策を進めます。

(4) 自ら守り育む土地利用

国土利用計画法に掲げる「公共の福祉の優先」「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」等の土地に関する基本理念に基づき、地域の魅力や資源は自ら守り育む市民活動への支援及び育成に努めるとともに、市民、NPO、企業等の多様な主体が連携した土地利用及び維持管理に努めます。

また、空き家対策、里山整備、農地保全、海岸や河川の環境保全、景観づくり等について、行政と地域が役割を分担し、持続可能な管理体制を構築します。

(5) 脱炭素・循環型・生物多様性に配慮した土地利用

再生可能エネルギーの導入を含め、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める一方で、景観、農地、森林、防災、生態系との調和に十分配慮します。

また、生物多様性の保全に向けて、山・川・海をつなぐ自然環境の連続性を確保し、野生生物の生息・生育環境の維持に努めます。さらに、木材利用や資源循環の推進を通じ、環境負荷の少ない土地利用を進めます。

(6) 広域連携と地域特性を踏まえた土地利用

本市の土地利用は、市域内だけでなく、周辺市町村や県境をまたぐ地域とのつながりの中で考える必要があります。交通、産業、観光、防災、医療、物流などの面で広域連携を進め、地域ごとの役割分担を踏まえた土地利用を図ります。

5 類型別の市土地利用の基本方向

少子高齢化及び人口減少が進展する中、本市では、「世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次代へ希望をつなぐまちづくり」に向けて、それぞれの地域特性に配慮しながら、計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域

都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効活用を進め、安全で安心できる快適な住環境の整備と持続可能で機能的な都市環境の形成に努めます。

また、都市基盤の整備に当たっては、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用、公共交通の効率化と利便性の向上を図り、集約化した都市間のネットワークを充実させることにより、拠点性を有する複数の都市地域や周辺の農山漁村地域の相互の機能分担や交流を促進し、地域別の役割に配慮した土地利用に努めます。

新たな土地需要に対しては、土地利用転換の不可逆性と自然環境等への影響に鑑み、既存の低未利用地の活用を優先させることを基本とします。あわせて、立地適正化計画等との連携により、居住機能、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の集約を進めます。

(2) 農山漁村地域

農山漁村地域は、生産と生活の場であるとともに、市土の保全、景観形成、市民への潤いとやすらぎの提供など、様々な役割を果たしています。このため、6次産業化等による農林水産

物の高付加価値化や、新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化を進め、健全な地域社会の構築を図ります。

また、農業生産基盤の整備と計画的な森林整備を推進し、経営の安定化及び担い手の育成に努めるとともに、安全で安心な地元食材の提供、地産地消及び食のブランド化を図ります。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難となることが見込まれる中山間地域等の集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を可能な限り歩いて行ける範囲に集約し、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進します。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産基盤及び生活空間として、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に配慮した計画的かつ適正な土地利用を図ります。

(3) 自然維持地域

本市は、2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、ユネスコ世界ジオパークに日本で初めて認定されるなど、優れた自然風景地を有しています。自然環境の保全を旨として、動植物の生息及び生育空間の確保や生態系の維持に配慮し、適正な保全に努めます。

森林については、水源かん養機能や保健休養機能等の多面的な機能を生かし、特に、里山を中心として近年求められている自然とのふれあいの場、やすらぎと憩いの場としての利活用を、自然環境との調和及び各種規制法との調整を図りながら進めます。

6 利用区分別の市土地利用の基本方向

(1) 農地

農地は、先祖から受け継いだ重要な地域の資源であるとともに、「食」を支える大切な生産基盤です。効率的利用及び生産性向上に向け、農地の集約化及び大規模化、並びに農業生産力の強化に向けて必要となる農地の確保と整備を図ります。

さらに、生産基盤としての機能だけでなく、良好な自然環境の保全、洪水の調節及び固有の地域景観の形成等の多面的な機能が十分に発揮されるよう努めます。荒廃農地については、地域の状況に応じて再生利用及び有効活用を促進するほか、拡大抑制に取り組みます。

(2) 森林

森林は、木材生産等の経済的機能のみならず、市土の保全、保健休養、防災、水源かん養及び固有の地域景観の形成等の公益的機能を有しています。そのため、これらの機能が十分に発揮できるよう、森林の保全と整備を推進するとともに、自然とのふれあいの場及び学習の場として多面的な活用を図ります。

また、市街地及び周辺における森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全及び整備に努め、市民生活に潤いを与える良好な景観形成を図ります。

加えて、森林の荒廃防止、再造林、間伐、路網整備及び担い手育成を進め、長期的に持続可能な森林管理を確立します。

(3) 原野等

動植物の生息及び生育地等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、その他については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮し、適正な土地利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、防災上の重要な役割を果たしており、市民の生命や財産を守るため、河川改修や砂防施設等の整備を推進します。

また、水辺空間は市民生活に潤いを与えるとともに、生態系保全の観点からも貴重であり、その保全及び周辺環境に配慮した活用を図ります。

加えて、流域全体での治水対策を進め、河川、山地、市街地、農地を一体として捉えた管理を行います。

(5) 道路

道路は、市民生活及び地域経済活動に欠くことができない社会資本です。体系的な道路網の形成のために必要な用地の確保を図るとともに、道路の安全性や快適性の向上、克雪対策及び環境景観保全に配慮し、既存道路網も含めた計画的な整備を推進します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農地及び森林の適正な管理が行える環境を整えるため、自然環境に配慮した整備を推進します。あわせて、災害時の代替路、緊急輸送路としての機能にも留意します。

(6) 宅地

住宅地については、人口及び世帯数の推移並びに都市化の動向に対応しつつ、克雪対策に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、歩道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な宅地の確保を図ります。

また、都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効活用を進め、道路の整備等による安全性の向上と、ゆとりある快適な環境の確保を図ります。

工業用地については、就業機会の創出、市民所得の向上、産業振興を図るため、環境の保全及び農林業との調和に配慮した適正な企業立地を促進します。

事務所・店舗用地等のその他の宅地については、商業の活性化及び良好な環境形成に配慮しつつ、土地利用の高度化を図ります。

また、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定などの実態把握を進め、空き家情報提供制度による物件登録及び利用希望者への情報提供等により利活用を促進します。加えて、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、発生予防、適正管理及び除却等に向けた施策を推進します。

(7) その他

公用・公共用施設用地については、多様な市民ニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図るとともに、災害時の活用も考慮した施設整備を推進します。

また、公共施設の再編、複合化、長寿命化を進め、将来の維持管理負担の軽減と地域拠点機能の確保を図ります。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

(1) 目標年次

本計画の基準年次は令和6年とし、目標年次は令和17年とします。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

目標年次の人口及び世帯数は、令和8年に策定した「第4次糸魚川市総合計画」の人口推計を基に、人口30,494人、世帯数15,064世帯とします。

(3) 土地利用区分

土地の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

(4) 利用区分ごとの目標

土地の利用区分ごとの目標については、利用区分別の現況及び土地利用転換のすう勢に基づき、目標年次における人口、世帯数、各種事業等の進捗状況を考慮し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整して定めています。

土地の利用区分ごとの目標は次表のとおりですが、数値については、今後の経済情勢の不確定さ等を考慮し、弾力的に運用されるべき性格のものとなります。

◆土地利用目的に応じた区分ごとの目標

区 分	令和6年 (ha)	令和17年 (ha)	増減率 (%)	構成比 (%)	
				令和6年	令和17年
農 地					
森 林					
原 野 等					
水面・河川・水路					
道 路					
宅 地					
住 宅 地					
工 業 用 地					
そ の 他 の 宅 地					
そ の 他					
合 計	74,624	74,641	—	100.00	100.00
(参考)人口集中地区 (市街地)	359	359	0.00	0.48	0.48

※令和6年欄の人口集中地区面積は、令和2年の国勢調査による面積です。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりとします。

1 土地利用関係法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係法の適切な運用を図ります。

また、全国計画、新潟県計画及び本計画を基本として、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、国土利用計画法に基づく土地売買の届出による情報収集と適正な土地利用の確保並びに地価の安定を図ります。あわせて、地籍調査やGIS等を活用し、土地情報の把握と共有を進めます。

2 市土の保全と安全性の確保

地震、火山噴火、津波、豪雨等の災害時における市民の安全を確保するため、防災ハザードマップなどによる防災情報の提供、公園及び学校等の防災機能の充実、ライフラインの機能強化等を図り、災害危険区域の明確化による市民の避難体制を整備します。

農地及び森林の持つ防災機能や水源かん養機能などの多面的な機能を確保するため、荒廃農地の発生防止や間伐等による森林整備を促進します。また、地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊、雪崩、洪水及び海岸侵食等を防止するため、保全施設の長寿命化対策及び整備を推進し、市土の強靱化を図ります。

さらに、流域治水の考え方を踏まえ、河川、森林、農地、市街地を一体的に捉えた防災・減災の取組を進めます。

3 持続可能な市土の管理

都市地域においては、都市基盤の集約化に向け、立地適正化計画を策定し、居住機能や医療・介護、福祉、商業等の都市機能の都市中心部や生活拠点等への誘導を推進します。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の利便性及び効率性の向上を図り、地域公共交通ネットワークの整備を行います。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を可能な限り歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通等のネットワークでつなぎ、道路等の長寿命化対策も進めることで、持続可能な集落形成を図ります。

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農業生産基盤の整備や農地の集約を推進します。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組を支援します。

空き家や低未利用地については、実態把握を徹底し、利活用、除却、跡地活用を含めた総合的な対策を進めます。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

潤いとやすらぎのある市土を形成するため、施設整備に当たっては、可能な限りまとまりのある緑地の確保、親水空間の形成及び保全に配慮します。

また、農地及び森林等は、緑地空間としての役割が果たせるよう保全に努めます。さらに、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用区域及び都市計画法の用途地域の適正な設定に努め、大規模開発行為については、環境保全に配慮した取組を進めます。

公共空間の快適性を確保するため、道路や公共施設等の整備に当たっては、周辺環境に配慮するとともに、地域特性を踏まえ、美しく良好なまちなみや里山の美しい農村景観の維持形成を図ります。

貴重で希少な動植物の保護を促進するため、計画的に分布調査などを行うとともに、市民や関係団体と協働して動植物の生育環境の保全に努めます。加えて、山・川・海のつながりを意識し、生物多様性の確保に配慮した土地利用を進めます。

5 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農業経営の安定化を図るため、土地改良等の農業基盤整備による生産性の高い優良農地の確保を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積を図ります。

また、低未利用の農地については、周辺の土地利用状況を踏まえた有効利用を促進し、効率的な土地利用と生産性の向上を図ります。さらに、市街地の農地については、市街化の進捗状況等との調整を図りながら、有効かつ適正な土地利用を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけではなく、自然環境の保全や水源かん養等の公益的機能を有しており、森林資源の整備及び計画的な保育を推進します。

また、森林の持つ癒やしの特性を生かし、中山間地域の里山などは、自然とのふれあいの場及び観光レクリエーションの場として有効利用に努めます。

さらに、森林の適切な整備及び下草刈り、間伐、林縁部の管理等を通じて、クマやイノシシ等の鳥獣の生息域を減らし、農地や集落への出没及び被害の軽減に向けた取組を進めます。

あわせて、鳥獣被害防止柵の設置、緩衝帯の整備、地域ぐるみの見回りや情報共有等、地域の実情に応じた総合的な対策を推進します。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した整備に努め、水と人とのふれあいができる地域景観と一体となった水辺空間の形成を図ります。

(4) 道路

道路は、重要な生活基盤であり、地域づくりの骨格となるものです。有事の際の市民の生命線でもあり、簡単に総量を減らすことはできませんが、今後の維持管理経費を踏まえると可能な限り総量の適正化に努める必要があります。

市民の利便性の向上と安全性の確保に向け、計画的に整備するとともに、長寿命化計画に基づき更新費用の平準化や維持管理コストの軽減を図ります。

冬期の克雪対策や災害時の代替ルート確保にも配慮します。

(5) 宅地

住宅地は、良好な住宅環境の形成に向けて、適正な用途地域の見直しを行うとともに、生活基盤及び生活環境を整備し、住みやすい住環境の向上及び美しいまちなみ整備を進めながら、良好な景観づくりに努めます。

工業用地は、社会経済情勢及び工場立地の動向を踏まえながら、周辺環境との調和及び公害防止に十分配慮し、産業構造の変化やニーズに応じて適切な誘導を図ります。

事務所・店舗用地等のその他の宅地は、商業機能の活性化とあわせて、事業者が立地しやすい環境を整え、土地の有効利用を図ります。

空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握し、空き家情報提供制度による物件登録と利用希望者への情報提供などにより利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、発生予防、適正管理及び除却等に向けた施策を推進します。

(6) その他

文教施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設用地については、多様な市民ニーズを踏まえ、環境の保全に配慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

また、公共施設の更新、複合化、集約化及び長寿命化を進め、将来の維持管理負担の軽減と、地域拠点機能の確保を図ります。

あわせて、災害時の避難、物資集積、復旧活動等にも活用できるよう、平常時と非常時の双方を見据えた施設配置に努めます。

6 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、土地利用の不可逆性及び周辺への影響の大きさに十分配慮し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に取り組みます。

(1) 農地

農地の利用転換に当たっては、食料生産の確保、生産性の向上、農業経営の安定及び地域農業や景観等に及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として、無秩序な転換を抑制し、生産性の高い優良な農地の確保に努めます。

(2) 森林

森林の利用転換に当たっては、木材生産や安定した林業経営を考慮するとともに、水源かん養機能、市土の保全及び防災など、森林の持つ公益的機能の確保、自然環境及び景観の保全に配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

(3) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換に当たっては、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域を含め十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮し、適正な土地利用を図ります。

(4) 混在化する土地利用の適正化

農地や宅地等が混在する地域では、土地利用の混在による弊害を防止するため、適切な規制と誘導による農地や宅地等との相互の土地利用の調整を図ります。

7 市土に関する調査の推進

適正な土地利用を進めるためには、市土の現況を的確に把握することが重要です。このため、地籍調査を推進し、土地境界、面積、地目等の明確化を図ります。

また、土地利用の現況、空き家、荒廃農地、森林資源、災害リスク等の情報を整理し、GIS等を活用した統合的な土地情報基盤の整備を進めます。

これにより、計画策定、合意形成、防災対策及び土地管理の高度化を図ります。

8 デジタル技術の効果的活用と多様な主体の参加による市土利用・管理

土地利用や災害情報、空き家情報、森林・農地情報等を重ね合わせ、総合的な地域管理に活用するため、デジタル技術の効果的な活用を図ります。

また、オープンデータやGIS等を活用し、市民、地域団体、企業、学校、NPO等が共通認識を持ちながら土地利用に関わることができる環境を整えます。

さらに、里山保全、景観づくり、空き家活用、除草・清掃活動等について、多様な主体の参加と連携を促進し、「守る・活かす・つなぐ」土地利用を地域ぐるみで推進します。

9 災害対応力を高める土地利用の誘導

本市では、災害を前提とした土地利用誘導にむけ、危険区域では新規開発を抑制し、必要に応じて居住や公共施設の配置の見直しを進めます。

また、河川、海岸、急傾斜地、地すべり地、火山周辺等では、施設整備と土地利用の両面から安全性の向上を図ります。あわせて、避難所、一次避難場所、物資拠点、孤立対策の視点を強化し、地域の防災対応力を高めます。

第4 計画の推進に当たって

本計画の推進に当たっては、国、県、関係機関及び市民、事業者、地域団体等との連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を進めます。

また、社会経済情勢、人口動態、災害リスク、土地利用の実態等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

さらに、国土利用計画法をはじめとする関係法令の適切な運用、各種個別計画との整合、並びに実効性のある進行管理に努めます。